

JA住宅ローンのご案内

JAはどなたでもご利用できます。お気軽にご相談下さい。

(ご利用に際しては、組合員加入のための出資をしていただくこととなります。)

期間

令和4年4月1日(金)～令和4年9月30日(金)

まる芽プラン

10年固定金利

《下記引下げ項目により》

年0.75%

※別途保証料が必要です。

引下げ項目①

●ご本人もしくは連帯債務者様が給与振込口座を本住宅ローンの返済用口座に指定もしくは指定予定

- JAネットバンクご登録
- JAカードローンの利用

または

引下げ項目②

●ご本人様がJAカードを保有もしくは申込をしている

●公共料金3件以上の口座振込を予定している

- JAネットバンクご登録
- JAカードローンの利用

10年後も更に！

固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された場合、その時点の基準金利から

最大

年▲1.5%

令和4年4月1日の基準金利【年2.475%】

適用条件は裏面をご覧ください。

※公共料金は電気、電話、ガス、水道、NHKとなります。

※お借換えには、別途保証料および登記費用等諸費用が必要です。

※すでにJAでお借入いただいている住宅ローンには、ご利用いただけません。

※団体信用生命共済にご加入いただきます。

※ご利用期間中は他の金利商品への変更はできません。



JA松山市 金融部貸付課

TEL : 089-946-0050

『まる芽プラン』金利引下げの適用条件

J A松山市で次のお取引等がある場合、最大1.5%の金利を引下げます。

金利引下げ適用項目	引下げ幅
① ご本人様もしくは連帯債務者様が、給与振込口座を本住宅ローンの返済用口座に指定している	0.80%
② ご本人様がJAカードを保有もしくは申込みをしている	0.40%
③ 公共料金（電気・電話・水道・ガス・NHK）のうち3件以上の口座振替を行っている	0.40%
④ 世帯でJA無担保ローン（マイカー・教育等）を利用している	0.20%
⑤ 世帯で給与振込（上記①を除く）・農畜産物代金振込・年金振込を指定している	0.20%
⑥ 世帯で定期貯金100万円以上ご契約	0.20%
⑦ 世帯で定期積金100万円以上（契約額）ご契約	0.20%
⑧ 住宅ローン延滞なし	0.10%

※上記の項目は、固定金利の再選択時の都度確認させていただき、かつ固定金利を再選択される場合のみ、該当項目の金利を引下げます。

※固定金利を再選択されない場合（変動金利型に切り替え）は、上記に該当する場合であっても引下げの対象外とさせていただきます。

※J A松山市以外のJ Aでのお取引は引下げの対象外となります。

※金利引下げ項目は今後追加される可能性があります。

《商品概要》

<p>お申込みいただける方</p>	<p>以下のすべての条件を満たす個人のお客様。 ①お借入時が満20歳以上満66歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方。 ②当組合指定の保証機関の保証が受けられる方。 ③安定した収入のある方で、前年度税込年収300万円以上の方（一部150万円以上） ④給与所得者の方は現在の勤務先での勤続年数が1年以上、自営業・法人役員の方は営業年数3年以上ある方。 ⑤団体信用生命共済に加入できる方。</p>	<p>担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> お借入対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定していただきます（建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます）。 建物には、火災共済（保険）にご加入いただき、共済（保険）金請求権に質権を設定させていただきます。 												
<p>お使いみち</p>	<p>住宅の新築・購入（土地のみの購入も含む）・建て替え・増改築・リフォーム・中古住宅の購入・他金融機関住宅ローンの借換え</p>	<p>保証</p>	<p>愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。</p>												
<p>お借入期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上40年以内（1ヶ月単位） ※資金使途が借換の場合は、原則として現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間内とします。 	<p>保証料</p>	<p>一括前払い・分割後払いのいずれかを選択することができます。 ◇一般型・100%応援型・借換応援型 保証料年0.1%～年0.3% ※お借入額1,000万円あたりの一括前払い保証料金額（概算金額） 《保証料年0.20%、元利均等返済》</p> <table border="1" data-bbox="994 1400 1484 1500"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> <th>40年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（千円）</td> <td>102</td> <td>208</td> <td>318</td> <td>374</td> <td>432</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	保証料（千円）	102	208	318	374	432
お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年										
保証料（千円）	102	208	318	374	432										
<p>お借入額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上10,000万円以内（所要金額の範囲内で1万円単位）。 ※商品によって、所要金額の80%以内となる場合があります。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。 	<p>手数料</p>	<p>110,000円（税込） ※住宅ローン控除を受けられる方は、別途残高証明書発行手数料330円（税込）×年数分が必要です。</p>												
<p>ご返済方法</p>	<p>元利均等返済または元金均等返済のいずれかを選択することができます。毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれかを選択することができます（ボーナス併用方式の場合、ボーナス時返済はお借入額の50%以内）。</p>	<p>苦情処理措置 および 紛争解決の内容</p>	<p>苦情処理措置/ 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所・出張所または金融部（電話：089-946-1611）にお申し出ください。JAでは規則の規定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p>												
<p>お借入利率</p>	<p>固定金利を選択された期間中（3年・5年・10年）のお借入利率は変動しません。 ◇お申し出により固定金利特約期間終了時に、再度、その時点の当JA所定の固定金利の特約を設定することができます。お申し出がない場合には「変動金利型（年2回金利見直し）」に切り替えとなります。 なお、変動金利の期間中は金利引下げの適用はいたしません。 ◇お選びいただける固定金利の期間は、お借入残存期間によって制限される場合があります。</p>	<p>その他</p>	<p>紛争解決措置/ 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部又は愛媛県弁護士会（電話：089-941-6279） ◇お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ◇お借入利率やご返済の試算については、ローン相談窓口までお問合わせください。</p>												